重　要

５大　高　第　３４号
令 和 ５年 ４月 ７日

定時制第４学年保護者　各位

東京都立大島高等学校長
佐々木　一憲
（公印省略）

令和５年度　学校徴収金等の納入について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
今年度の学校徴収金等については下記のとおりとなっております。ご理解の上、納入いただきますようお願いいたします。

記

１　学校徴収金等の内訳（年間）

内　容		年　額	備　考
諸費	積立金	２，０００円	１回あたり２，０００円（５月） 教材購入・修学旅行等の行事に要する費用
	生徒会費	２，４００円	２，４００円を５月に一括で徴収
	給食費 (給食受給者のみ)	８５，２６０円	８，０００円（５～７月、９～１２月） 未定（１月）　※別紙「令和５年度の給食費について」参照 ※２０，０００円は納付済
合　計		８９，６６０円	

内　容	年　額	備　考
授　業　料	３２，４００円	≪注≫授業料徴収対象者（就学支援金不申請の方または、申請したが審査の結果不認定となった方） 月額２，７００円

２　学校徴収金口座振替月日・納入金額

	4月	5月31日	6月30日	7月29日	8月31日	9月30日
積立金	0	2,000	0	0	0	0
生徒会費	0	2,400	0	0	0	0
給食費	0	8,000	8,000	8,000	0	8,000
計	0	12,400	8,000	8,000	0	8,000

	10月31日	11月30日	12月26日	1月31日	2月	3月
積立金	0	0	0	0	0	0
生徒会費	0	0	0	0	0	0
給食費	8,000	8,000	8,000	未定	0	0
計	8,000	8,000	8,000	未定	0	0

３ 学校徴収金納入の注意点

(1)預金残高の不足により引落不能の場合は、翌月10日(土日・祝日の場合は翌営業日)に再度振替があります。
(2)引き落とし日の前日までに口座への入金をお願いいたします。
(3)各回10円の振替手数料がかかります。
(4)保護者宛の領収書は特に発行しませんので、ご了承ください。

（裏面へ続く）

(5)諸費を納入されない場合、教材購入や実力テストの受験、修学旅行等の学校行事への参加が出来なくなるといった支障が生じます。必ず期日までに納めていただくよう、よろしくお願いいたします。また、場合によっては確約書を提出の上、分割納入も可能です。希望者は経営企画室までお早めに申し出てください。

4 授業料納入月・納入金額

(1)第1回(4～6月分)

納　入　額　:8, 100円
納入対象者:①就学支援金を申請していない方、②就学支援金を申請したが、審査の結果不認定となった方
納 入 期 限 :①令和4年6月末日、②令和4年7月末日

(2)第2回(7月～翌年3月分)

納　入　額　:24, 300円
納入対象者:①就学支援金を申請していない方②就学支援金を申請したが、審査の結果不認定となった方
納 入 期 限 :①令和4年9月末日　②令和4年10月末日

※納入期限が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日が納入期限となります。
口座振替(自動払込)の場合、翌営業日に引き落としとなります。

5 授業料納入の注意点

(1)高等学校等就学支援金の申請について

ア　マイナンバーでの申請をされた場合は基本的に今後出していただく書類はございません。ただし、両親の離婚、死別等によって家計状況等に大きな変化が生じた場合には別途書類を出していただく必要がありますので経営企画室にご連絡ください。
イ　申請書類が提出されない場合は、無条件で授業料徴収対象となります。支給を希望される場合は必ず期限内に申請を行ってください。
ウ　原級留置等により、標準修業年限(定時制の場合44ヶ月)を超えて高校に在学する場合は、就学支援金の支給対象外となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

(2)　口座振替による納入の場合

ア　入学手続き時に指定した金融機関より、該当月末に引落とされます。
イ　預金残高不足により振替不能の場合は、翌月末に引き落とされます。
ウ　取引金融機関、口座番号、口座名義人などを変更される時は、経営企画室まで届け出てください。
エ　保護者宛の領収書は特に発行しませんので、ご了承下さい。

(3)金融機関に直接納入する場合

ア　「納入通知書兼領収証書」により、納入期限までに東京都指定金融機関へ払い込んでください。
イ　納入期限を過ぎても金融機関で受け付けていますが，学校から未納の連絡をすることがありますので、遅れないようにして下さい。
ウ　口座振替による方法への変更を希望される場合は、経営企画室まで届け出てください。

6 授業料免除および減額制度について

高等学校等就学支援金の申請時に、支給対象ではなかったものの、その後の家計の急変等により授業料の納付が困難となった場合には授業料が半額免除または全額免除される制度があります。生活保護受給世帯は無条件で全額免除されますが、それ以外の世帯は、収入の審査が必要です。希望者は経営企画室までお早めに申し出てください。

7 その他

授業料を期限内に納入しない場合は、「東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則」により、生徒の「出席停止」又は「退学」処分を受けることがあります。必ず期日までに納めていただくよう、よろしくお願いいたします。

※ご不明な点は、下記担当までご連絡ください。
都立大島高校　経営企画室　　担当:岩見
電話０４９９２－２－１４３１